

人事行政の運営等の状況の公表

令和6年9月1日（公表）

職員の給与は、その職務の内容などに応じた給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されています。また、給料や諸手当の内容は、国やほかの地方公共団体の職員の給与などを考慮し、町議会の議決を経た「職員の給与に関する条例」で定められています。

1. 採用・退職と職員数

◇採用 令和6年度は、4名を採用

職 種	人 数
一般行政職	4
税 務 職	0
福 祉 職	0
企 業 職	0
再 任 用	0
計	4

◇退職 令和5年度中の退職者は3名

区 分	人 数
定年・勸奨	2
自己都合	1
そ の 他	0
計	3

2. 職員数 部門別職員数の状況

各年4月1日現在

区 分	定 数	職員数		対前年 増減数	課毎の内訳		
		R5年	R6年			R5年	R6年
町 部 局	79	65	67	2	総務課	12	13
					政策推進課	6	8
					町民課	10	9
					福祉保健課	18	17
					農林商工課	11	9
					住宅施設課	0	4
					建設耕地課	6	5
					出納室	2	2
町 議 会	3	1	2	1	議会事務局	1	2
教育委員会	31	30	28	△ 2	管理課・給食センター	5	5
					子ども未来課・こども園	17	15
					社会教育課・図書館	8	8
農業委員会	3	2	2	0	農業委員会	2	2
企 業	5	5	5	0	上下水道課	5	5
計	121	103	104	1			

※定数に含まれる職員数です。

3. 職員の給与

給料は、企業でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合に応じて定められています。

人件費とは、職員（会計年度任用職員を含む）に支給する給料等のほか、退職手当や共済費の事業主負担分及び町議会議員や各種委員の報酬などを含む費用をいい、令和5年度の人件費は次表のとおりとなっています。

◇人件費の状況 令和5年度一般会計決算

住民基本台帳人口 (R6.3.31 現在)	4, 4 5 6 人
歳 出 額	4,998,906 千円
実 質 収 支	193,045 千円
人 件 費	980,094 千円
人 件 費 率	19.6%
R4 年度の人件費率	19.7%

人件費のうち常勤職員に毎月支給される給料、諸手当に加えて企業の賞与にあたる期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は次表のとおりです。

◇給与費の状況 令和6年度一般会計予算

職 員 数	1 0 1 人
給 料	362,335 千円
職 員 手 当	55,859 千円
期末・勤勉手当	143,674 千円
計	561,868 千円
一人当たり給与費	5,563 千円

※職員手当は退職手当を除いた額です。

職員の給料月額、給料表によって決められており平均給料月額・平均給与月額・平均年齢は次表のとおりです。

令和6年4月1日現在

一般行政職	平均給料月額	292,709 円
	平均給与月額	327,048 円
	平均年齢（歳）	40.1 歳

◇初任給・経験年数別、学歴別給料月額状況

令和6年4月1日現在（一般行政職）

区 分	初 任 給 (円)		経験年数区分別平均給料月額 (円)				
	訓子府町	国	10～14 年	15～19 年	20～24 年	25～29 年	30 年以上
大学卒	196,200	196,200	271,075	296,700	369,450	382,173	403,986
短大卒	179,100	179,100	-	-	309,100	368,700	388,750
高校卒	166,600	166,600	228,300	272,200	306,425	362,067	375,220

企業の賞与に相当する期末・勤勉手当は、6月と12月に支給しています。

◇期末・勤勉手当の状況

令和6年4月1日現在

区 分		期末手当	勤勉手当	計
訓子府町	6 月 期	1.225 ヶ月	1.025 ヶ月	2.250 ヶ月
	12 月 期	1.225 ヶ月	1.025 ヶ月	2.250 ヶ月
	計	2.450 ヶ月	2.050 ヶ月	4.500 ヶ月
国	6 月 期	1.225 ヶ月	1.025 ヶ月	2.250 ヶ月
	12 月 期	1.225 ヶ月	1.025 ヶ月	2.250 ヶ月
	計	2.450 ヶ月	2.050 ヶ月	4.500 ヶ月

退職手当は、退職の理由と勤続年数に応じて訓子府町が加入している北海道市町村職員退職手当組合が定めた率により支給しています。令和6年度の支給率は次の表のとおりです。

◇退職手当の状況

令和6年4月1日現在

区 分	訓子府町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695ヶ月	24.586875ヶ月	19.6695ヶ月	24.586875ヶ月
勤続25年	28.0395ヶ月	33.270750ヶ月	28.0395ヶ月	33.270750ヶ月
勤続35年	39.7575ヶ月	47.709000ヶ月	39.7575ヶ月	47.709000ヶ月
最高限度	47.7090ヶ月	47.709000ヶ月	47.7090ヶ月	47.709000ヶ月
その他 加算措置	①退職時前5年間の職責在級期間に応じ加算措置あり		①退職時前5年間の職責在級期間に応じ加算措置あり	
	②50～59歳までの定年前早期退職者には、特別措置として2～30%を加算		②45～59歳までの定年前早期退職者には、特別措置として2～45%を加算	

扶養手当や通勤手当など一定の要件を満たすことによって支給される手当及び特殊な業務などに従事した場合に支給される手当は次の表のとおりです。

◇職員手当の状況

令和6年4月1日現在

扶養手当	配偶者		6,500円
	子		10,000円
	父母等		6,500円
	16～22歳までの子の加算額		5,000円
住居手当	持家		7,000円
	借家(最高限度額)		～28,000円
通勤手当 (通勤距離が片道2km以上の者)	交通機関利用の場合		最長6ヶ月定期券の実費
	2～5km未満		2,000円
	5～10km未満		4,200円
	10～15km未満		7,100円
	15～20km未満		10,000円
20km以上		12,900～31,600円	
管理職手当	課長職	6級	45,000円
		5級	43,000円
	課長補佐職	5級	31,000円
		4級	29,000円
寒冷地手当	世帯主	扶養親族のある者	131,900円
		扶養親族のない者	72,900円
	上記以外の者		51,700円

◇特殊勤務手当の状況

(令和5年度一般会計決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	5.94%
支給対象職員1人当たりの平均支給額	4,750円
手当の名称	野犬等処理手当

◇時間外勤務手当の状況

(令和4年度一般会計決算)

支給総額	対象職員1人当たりの支給額
11,347,055円	143,634円

4. 勤務時間・休暇など

◇勤務時間・休日 (令和5年度)

勤務時間	8時45分～17時30分
休日	国民の祝日・年末年始(12月30日～翌年の1月4日)
週休日	土・日曜日

◇休暇制度

休暇名	付与日数	概要
年次有給休暇	1年に20日	翌年度に限り20日を限度に繰越が可能
病気休暇	必要と認められる期間	傷病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむをえないと認められた場合
特別休暇	休暇の種類により期間が定められている	公民権行使等休暇、ボランティア休暇、骨髄移植休暇、産前産後休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児休業、夏季休暇、慶弔休暇(結婚、親族の死亡)など
介護休暇	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病及び老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合(無給)

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、心身の故障、刑事事件での訴訟など職務が十分に果たせない場合などについて、公務能率の維持を目的に行う処分、懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や職務上の義務違反などに対して、秩序維持を図るため行う処分です。令和5年度の状況は次の表のとおりです。

◇職員の分限、懲戒処分の状況 (令和5年度)

分限処分者数				懲戒処分者数				
降任	免職	休職	計	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	1	1	—	1	—	—	1

6. 服務規律保持のための取組み状況

町民の不信を招くことのないよう倫理保持及び交通安全などについて、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。(職員通知 令和5年12月14日に実施)

7. 職員研修の状況

職員研修については、職員研修審査委員会を開催し、毎年研修計画を定め、北海道市町村職員研修センター、管内町村会等主催の研修への派遣をはじめ庁内研修を実施し効果的・効率的な研修の実施に努めています。

令和4年度の参加状況は次の表のとおりです。

◇職員研修の参加状況（令和5年度）

区 分	内 容	参加者数
派遣研修	北海道市町村職員研修センター主催の税務事務研修、管理能力研修など	6名
	管内町村会主催の新規採用職員・初級職員・中級職員研修・JST（新任係長）研修、北海道町村会主催の法務実務入門研修など	18名
	自治大学校研修、メンタルヘルス研修、北見地域定住自立圏職員合同研修、姉妹町人事交流研修など	16名
庁内研修	新規採用初任者研修	3名
	ファシリテーション研修、財務事務研修、チャレンジ研修など	197名
その他研修	救命講習、健康管理研修	71名
計（延べ人数）		311名

8. 職員の福祉及び利益の保護について

◇共済制度の概要

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ① 短期給付事業・・・病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付
- ② 長期給付事業・・・退職後の年金等の給付
- ③ 福祉事業・・・・・・保健事業、貯金事業、貸付事業、物資購入事業など

また北海道市町村職員福祉協会にも加入（令和6年度負担金予算額 333,000 円）しており、福利厚生事業（負担金事業、掛金事業、共同事業）のほか医療給付事業や貸付事業、生命共済事業などを実施しています。

◇職員福利厚生事業

職員の福利厚生事業としては、職員の健康診断を毎年実施しており、令和5年度の健診委託料は1,787,920 円となっております。

9. 特別職などの給料

（令和6年4月1日）

区 分	月 額	期 末 手 当	退職手当	
			算定方式	支給時期
町 長	730,000 円	6月 2.250 ヶ月	給料月額×5.126 月×年数	任期毎
副町長	610,000 円	12月 2.250 ヶ月	給料月額×3.234 月×年数	
教育長	545,000 円	計 4.500 ヶ月	給料月額×2.838 月×年数	